東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会 事務局規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会会則第15条第2項の規程に基づき東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、武蔵野市総合政策部企画調整課に置く。

(業務)

第3条 事務局は、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市 実行委員会会則第4条の目的を達成するために必要な事務を処理する。

(職員)

- 第5条 事務局には、次の職員を置く。
  - (1) 事務局長
  - (2) 事務局次長
  - (3) 事務局職員
- 2 事務局の職員は、別表に掲げる武蔵野市職員をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認められるときは、職員を任 命することができる。

(職務)

- 第6条 事務局長は、委員長の命を受けて、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局職員は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長の承認を得て事務局長が定める。

附則

1 この規程は、平成29年5月26日から施行する。

## 別表 (第5条関係)

事務局長	事務局次長	事務局職員
総合政策部長	企画調整課 オリンピッ	専任担当職員
	ク・パラリンピック担当	
	課長	